

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例制定について

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行に伴い、新たに創設された拘禁刑に処せられた者を禁錮に処せられたものと同様に取り扱うこととし、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市政功労者表彰条例の一部を改正する条例

那覇市政功労者表彰条例(1961年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2 前項に該当する者で、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、現に執行中<u>の者又は選挙権の停止処分中の者は表彰しない。</u> 第9条 市長は、功労者が次の各号の一に該当するとき、又は本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜したときは、第6条の規定による功労者としての待遇を停止することができる。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 〔略〕	第2条 〔略〕 2 前項に該当する者で、<u>拘禁刑</u>以上の刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。第9条第1号において同じ。)<u>に</u>処せられ、現に執行中<u>のもの又は選挙権の停止処分中のものは、</u>表彰しない。 第9条 〔略〕 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。